

## 第1節 農林業対策計画

(産業部)

この農林業対策計画は、市内の主要産業である農業及び林業にかかる災害が発生した場合の応急対策を中心とし、関係機関との連携を保ちながら被害の軽減を図ることを目的とする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1章 災害予防計画、第2章 災害応急対策計画、第3章 災害復旧計画の定めによるものとする。

### 第1 農業災害対策計画

#### 1 防災対策

福島地方気象台をはじめ関係機関・団体との密接な連携の下に、気象や農作物生育等に関する情報の迅速かつ的確な把握に努め、適切な農作物等管理技術対策を講じ、被害の未然防止を図る。

また、天気予報及び技術対策の周知徹底を図るため、下記資料を関係機関・団体に配付し、災害予防の技術指導を行う。

配付資料

・各種注意予報等	随時
・1か月天気予報	月3回
・3か月天気予報	月1回
・暖候期天気予報	年1回
・寒候期天気予報	年1回
・農作物等当面の技術対策	随時

#### 2 被害の把握

災害が発生したときは、福島県農業災害対策基本要綱に基づき、被害を迅速かつ的確に把握する。

#### 3 災害対策

##### (1) 被害拡大防止及び復旧対策

災害が発生したときは、技術対策指導を徹底し、被害の拡大防止及び復旧を図る。

また、災害の種類、規模、範囲等により必要と認めたときは、福島県農業災害対策基本要綱に基づき、市農業災害対策本部を設置し、総合的な災害対策に当たる。

##### (2) 農業資材の確保

被害の未然防止及び被害の拡大防止並びに復旧対策のために、農薬、肥料、飼料、その他の農業資材を大量に必要とする場合には、福島県経済農業協同組合連合会、福島県農薬卸商業協同組合等の販売業者に対して、その確保を要請する。

##### (3) 助成措置

災害が一定規模以上になり、かつ被害の拡大防止や農業施設の復旧対策が必要になった場合は、福島県農業災害対策基本要綱に基づき下記の助成を行う。

- ・農作物等生産確保対策事業
- ・農業施設普及対策事業
- ・その他市長が必要と認めた事業

##### (4) 金融措置

天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく、経営資金等及びその他の制度資金の円滑な融通を図るための対策、並びに特

に被害農家の農業経営上緊急に資金が必要とされる場合に、これらの制度金融の措置がとられるまでの間において、つなぎ資金の融通を円滑にするための措置等を行う。

## 第2 林業災害対策計画（林野火災を除く）

### 1 防災対策

気象災害による林業災害を未然に防止するため、林業関係機関及び各団体との連携を図りながら、適正な植栽密度、適正な立木密度を維持する除間伐を促進し、災害に強い山づくりを推進する。

### 2 被害の把握

市内に林業にかかる災害が発生したときは、関係機関、団体の協力を得ながら、被害を迅速かつ的確に把握する。

### 3 災害対策

#### (1) 復旧対策

林業関係機関、関係団体とともに、被害木の除去等の適切な実施と成林のための技術指導を徹底する。

#### (2) 助成措置

災害が一定規模以上になった場合は、農林業振興事業補助金交付要綱に基づき下記の助成を行う。

- ・天災利子補給事業
- ・その他市長が必要と認めた事業

## 第2節 林野火災予防対策計画

(市民生活部、産業部、森林組合、伊達地方消防組合、消防団)

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、林業関係機関、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1章 災害予防計画、第2章 災害応急対策計画、第3章 災害復旧計画の定めによるものとする。

### 第1 林野火災予防対策

#### 1 林野火災の特性

本市の林野は、市土の35.1%にあたる93,048haという広大な面積を占める。林野火災は、その発地点、延焼速度及び拡大化等の諸条件、火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消防活動とは著しく異なっている。また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水源涵養機能や土砂流出防止機能等の喪失等を招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

#### 2 林野火災に強いまちづくり

(1) 林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域を有する本市は、県と協議の上、その地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

(3) 市は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行うものに対する適切な指導、消防機関の警戒態勢の強化等を行うものとする。

#### 3 林野火災防止のための情報の充実

市は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

#### 4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 防災情報通信網等の整備

① 市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

##### (2) 応援協力体制の整備

① 市及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第1章第1節第5 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

② 市及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

### (3) 救助・救急及び医療（助産）救護

- ① 市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第1章第5節第1 消防力の強化」及び「同章第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ② 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

### (4) 消防力の強化

- ① 市のとるべき措置
  - ア 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進するものとする。
  - イ 「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
  - ウ 伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。
- ② 関東森林管理局のとるべき措置
  - ア 森林火災の防止及び早期覚知に努めるとともに、特に危険期には職員による巡視を強化し、危険箇所の点検を行うものとする。
  - イ 保護樹帯の設置等を実施し、森林火災の拡大防止に努めるものとする。
  - ウ 森林火災の発生に備え、消火用器具及び空中消火資機材の整備に努めるものとする。

### (5) 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第1章第9節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

### (6) 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、「第1章第14節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携し、消火・救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取り扱いに関する講習等を実施するものとする。

## 5 防災知識の普及・啓発

- (1) 市は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、県、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。
- (2) 伊達地方消防組合は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底について指導するものとする。
- (3) 関東森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、警報旗及びポスター等によって森林火災予防思想の普及に努めるものとする。

## 6 要配慮者予防対策

市は、「第1章第9節 避難対策」及び「同章第16節 要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、消防団、自主防災組織、

ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

## 第2 林野火災応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

#### (1) 市及び防災関係機関のとりべき措置

- ① 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- ② 市及び伊達地方消防組合から県（危機管理部）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

### 2 活動体制の確立

#### (1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

#### (2) 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防機関、伊達警察署等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

#### (3) 相互応援協力

- ① 市は、林野火災の規模が本市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2章第5節 相互応援協定」の定めにより県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。
- ② 伊達地方消防組合は、林野火災の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請するものとする。

#### (4) 自衛隊の災害派遣

市は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、「第2章第9節 自衛隊の災害派遣要請」の定めにより県知事に対して自衛隊に災害派遣の要請を求めるものとする。

### 3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

#### (1) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- ① 市は、「第2章第8節 救助・救急」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。
- ② 消防機関は、保有する資機材を活用し、市、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- ③ 伊達警察署は、「2章第13節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の消防機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

#### (2) 消火活動

- ① 市は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のう

え、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- ク 交代要員の確保
- ケ 救急救護対策
- コ 市民等の避難
- サ 空中消火の要請
- シ 空中消火資機材の手配及び消火体制

- ② 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ③ 市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請することができる。
- ④ 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。
- ⑤ 関東森林管理局は、国有林及び国有林付近の森林火災を覚知した場合、関係職員を現地に派遣し火災の拡大防止に努める。

#### 4 交通規制措置

伊達警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

#### 5 避難誘導

##### (1) 市のとるべき措置

林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第2章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずるものとする。

##### (2) 要配慮者対策

市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第2章第10節 避難」「同章第21節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

##### (3) 森林内の滞在者

市、防災関係機関等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

#### 6 災害広報

市、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

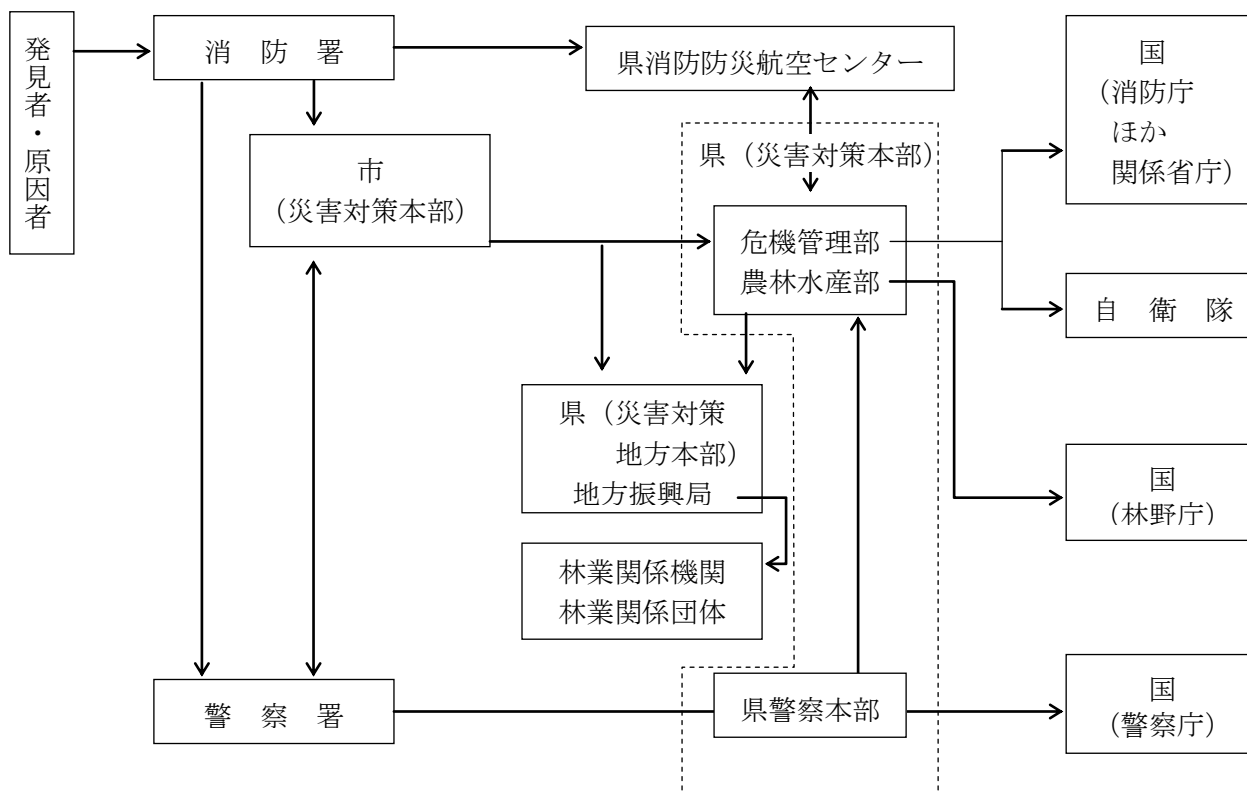
### 7 二次災害の防止

- (1) 市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。
- (2) 市は、必要に応じ国・県と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。
- (3) 市は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

## 第3 林野火災復旧対策計画

- 1 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。
- 2 市は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

### ■林野火災情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第3節 航空災害予防対策計画

(市民生活部、総務部、伊達警察署、伊達地方消防組合等防災関係機関、伊達医師会)

この計画は、航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、第1章 災害予防計画、第2章 災害応急対策計画、第3章 災害復旧計画の定めによるものとする。

### 第1 航空災害応急対策への備え

#### 1 防災情報通信網等の整備

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

#### 2 応援協力体制の整備

- (1) 市及び防災関係機関は、航空災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「第1章第1節第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 市、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

#### 3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 市、県、防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第1章第5節 第1 消防力の強化」及び「同章第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

#### 4 消防力の強化

市は、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。また、伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

#### 5 消防訓練の実施

市、防災関係機関は、「第1章第14節 防災訓練」の定めにより、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、空港関係者、航空輸送事業者等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

### 第2 要配慮者予防対策

市は、「第1章第9節 避難対策」及び「同章第16節 要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、消防団、自主防災組織、



ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

### 第3 航空災害応急対策計画

#### 1 災害情報の収集伝達

##### (1) 市及び防災関係機関のとりべき措置

- ① 市及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統」及び「第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ② 市及び消防本部から県への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

#### 2 活動体制の確立

##### (1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じた県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

##### (2) 相互応援協力

- ① 市は、航空災害の規模が本市の防災体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2章第5節 相互応援協定」の定めにより県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。
- ② 伊達地方消防組合は、航空災害の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請するものとする。

##### (3) 自衛隊の災害派遣

市は、航空災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認められる場合には、「第2章第9節 自衛隊の災害派遣要請」の定めにより県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

#### 3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

##### (1) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- ① 伊達警察署は、「第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。
- ② 市は、「第2章第8節 救急・救助」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。
- ③ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

##### (2) 消火活動

- ① 伊達地方消防組合等の消防機関は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ② 市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請することができる。
- ③ 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 交通規制措置

伊達警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

5 災害広報

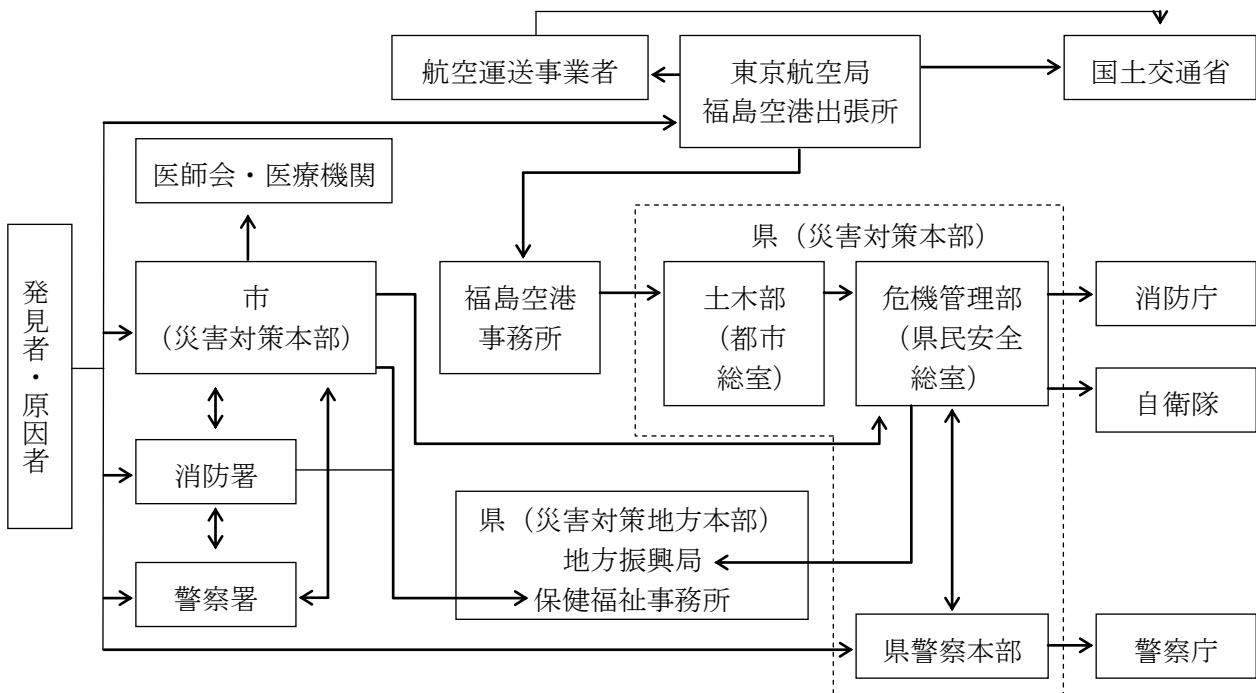
市は、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制措置等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第4 航空災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

■航空災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第4節 鉄道災害予防対策計画

(市民生活部、伊達警察署、伊達地方消防組合、阿武隈急行(株)、東日本旅客鉄道(株)仙台支社福島支店)

この計画は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1章 災害予防計画、第2章 災害応急対策計画、第3章 災害復旧計画の定めによるものとする。

### 第1 鉄道災害予防対策

#### 1 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄軌道事業者は、鉄道交通の安全確保のため、気象庁と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努めるものとする。

#### 2 鉄軌道の安全のための施設、設備等の整備充実

① 鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るものとする。

また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努めるものとする。

② 市、県、道路管理者、鉄軌道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

#### 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 防災情報通信網等の整備

① 鉄軌道事業者は、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の収集・連絡するための体制整備を図るものとする。

また、市及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講ずるものとする。

② 市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

##### (2) 応援協力体制の整備

① 市、県及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「第1章第1節第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

② 市、防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

##### (3) 救助・救急及び医療（助産）救護

① 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療（助産）救護活動について、平常時から消防機関及び医療機

関との連携を強化しておくものとする。

- ② 市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第1章第5節第1 消防力の強化」及び「同章第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

#### (4) 防災体制の強化

- ① 鉄軌道事業者のとりべき措置  
火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動について、平常時から消防機関などとの連携を強化しておくものとする。
- ② 市のとりべき措置  
市は、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。また、伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

#### (5) 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、「第1章第14節 防災訓練」の定めにより、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、鉄軌道事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

### 4 要配慮者予防対策

市は、「第1章第9節 避難対策」及び「同章第16節 要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

## 第2 鉄道災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

#### (1) 鉄軌道事業者のとりべき措置

鉄軌道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに「鉄道災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### (2) 市及び防災関係機関のとりべき措置

- ① 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- ② 市及び伊達地方消防組合から県への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

### 2 活動体制の確立

#### (1) 鉄軌道事業者の活動体制

鉄軌道事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### (2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じた県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

### (3) 相互応援協力

- ① 市は、鉄道災害の規模が本市の防災体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2章第5節 相互応援協定」の定めにより県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。
- ② 伊達地方消防組合は、鉄道災害の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市町村との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請するものとする。

### (4) 自衛隊の災害派遣要請

市は、鉄道災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認められる場合には、「第2章第9節 自衛隊の災害派遣要請」の定めにより県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

## 3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

### (1) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- ① 鉄軌道事業者は、消防機関、伊達警察署等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。
- ② 市は、「第2章第8節 救急・救助」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、伊達地方消防組合、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。
- ③ 伊達地方消防組合は、保有する資機材を活用し、市、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- ④ 伊達警察署は、「第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

### (2) 消火活動

- ① 鉄軌道事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力し、消防及び救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施するものとする。
- ② 伊達地方消防組合等の消防機関は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ③ 市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請することができる。
- ④ 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 4 交通規制措置

伊達警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

## 5 災害広報

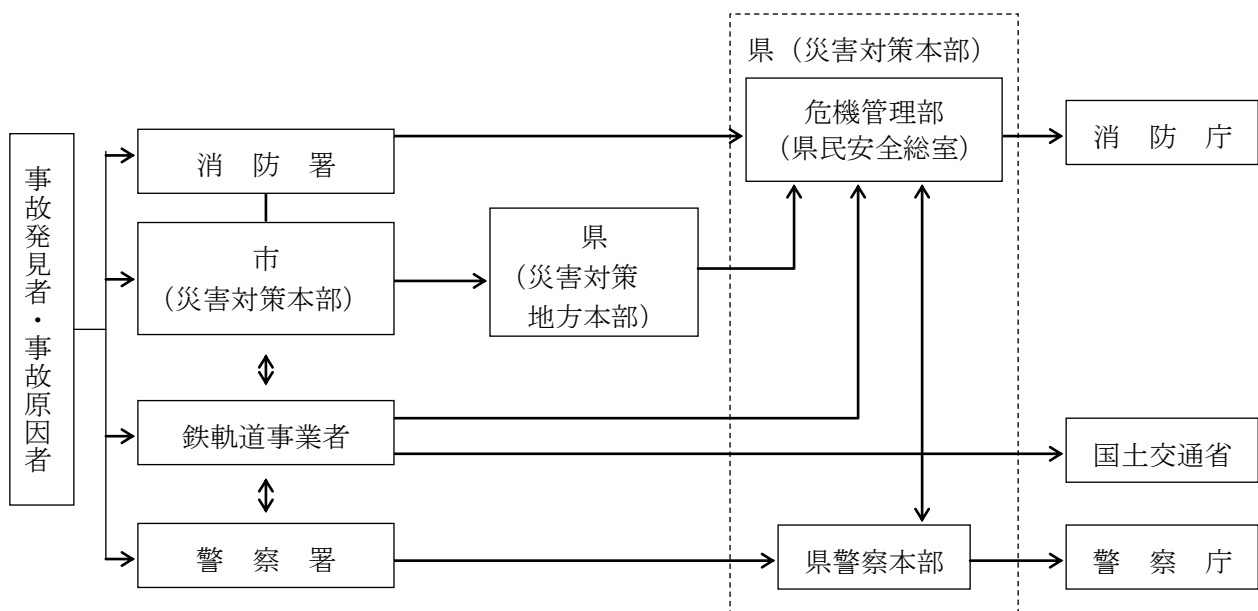
市、防災関係機関及び鉄軌道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

### 第3 鉄道災害復旧対策計画

- 1 鉄軌道事業者は、市及び関係機関と連携し、事故災害に伴う正接及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。  
また、鉄軌道事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

#### ■鉄道災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第5節 道路災害予防対策計画

(市民生活部、建設部、伊達警察署、伊達地方消防組合等防災関係機関)

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1章 災害予防計画、第2章 災害応急対策計画、第3章 災害復旧計画の定めによるものとする。

### 第1 道路災害予防対策

#### 1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び伊達警察署は、道路交通の安全確保のための情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

#### 2 道路施設等の整備

- ① 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。
- ② 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- ③ 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

#### 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 防災情報通信網等の整備

- ① 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制整備に努めるものとする。
- ② 市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

##### (2) 応援協力体制の整備

- ① 市、県及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「第1章第1節第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ② 市、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

##### (3) 救助・救急及び医療（助産）救護

- ① 市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第1章第5節第1 消防力の強化」及び「同章第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ② 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。
- ③ 道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関等との連携を強化してお

くものとする。

#### (4) 消防力の強化

##### ① 道路管理者のとりべき措置

消防活動について、平常時から伊達地方消防組合などとの連携を強化しておくものとする。

##### ② 市のとりべき措置

市は、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。また、伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

#### (5) 防災訓練の実施

市、防災関係機関は、「第1章第14節 防災訓練」の定めにより、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

### 4 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路を守る月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

### 5 要配慮者予防対策

市は、「第1章第9節 避難対策」及び「同章第16節 要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

## 第2 道路災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

#### (1) 道路管理者のとりべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに「道路災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### (2) 市及び防災関係機関のとりべき措置

① 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。

② 市及び伊達地方消防組合から県への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

### 2 活動体制の確立

#### (1) 道路管理者の活動体制

① 道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

② 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、進路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。



## (2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じた県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

## (3) 相互応援協力

- ① 道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。
- ② 市は、道路災害の規模が本市の防災体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2章第5節 相互応援協定」の定めにより県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。
- ③ 伊達地方消防組合は、道路災害の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請するものとする。

## (4) 自衛隊の災害派遣要請

市は、道路災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認められる場合には、「第2章第9節 自衛隊の災害派遣要請」の定めにより県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

## 3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

### (1) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- ① 道路管理者は、消防機関、伊達警察署等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。
- ② 市は、「第2章第8節 救急・救助」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。
- ③ 伊達地方消防組合は、保有する資機材を活用し、市、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- ④ 伊達警察署は、「第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

### (2) 消火活動

- ① 道路管理者は、伊達地方消防組合等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。
- ② 伊達地方消防組合等の消防機関は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ③ 市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請することができる。
- ④ 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 4 交通規制措置

伊達警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

## 5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により、危険物が流出し、又はその恐れがある場合、消防機関、伊達警察署、道路管理者は、相互に協力して、「第5節 危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

- ① 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- ② 伊達警察署は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設について緊急点検を行うものとする。

7 災害広報

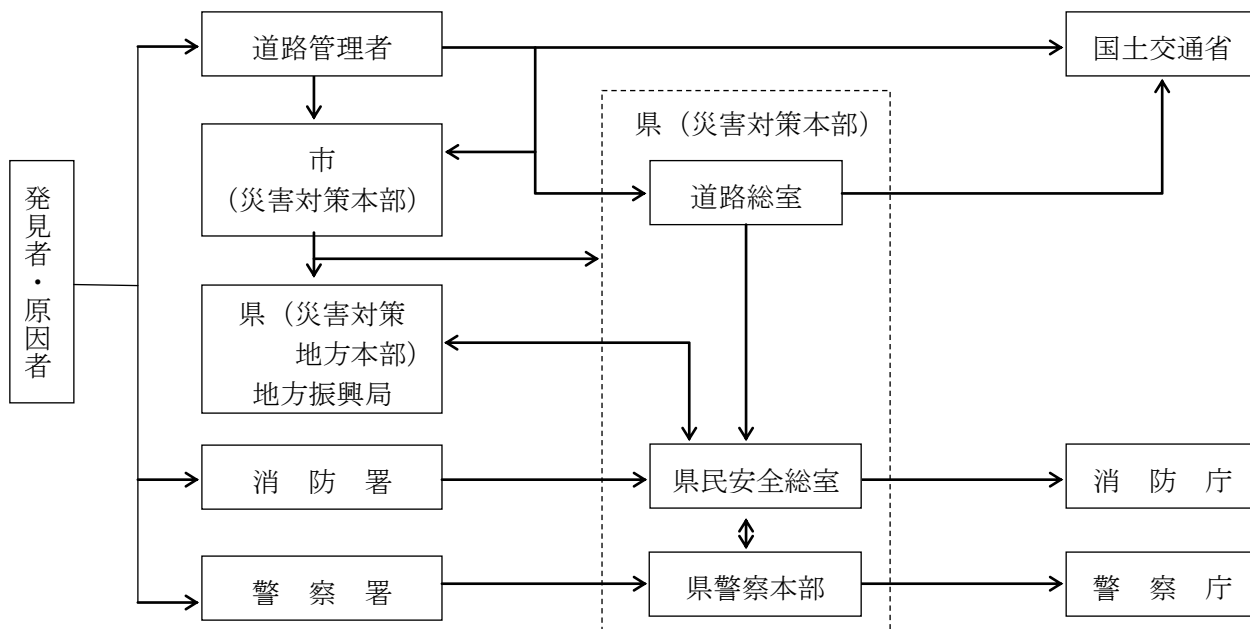
市、県、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3 道路災害復旧対策計画

- 1 道路管理者は、国、県、市町村等関係機関と連携し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

■道路災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第6節 危険物等災害予防対策計画

(市民生活部、建設部、伊達警察署、伊達地方消防組合、消防団、各危険物取扱事業者)

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1章 災害予防計画、第2章 災害応急対策計画、第3章 災害復旧計画の定めによるものとする。

### 第1 危険物等災害予防対策

#### 1 危険物等の定義

- ① 危険物  
消防法第2条第7項に規定されているものとする。
- ② 高圧ガス  
高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。
- ③ 毒物・劇物  
毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。
- ④ 火薬類  
火薬取締法第2条に規定されているものとする。

#### 2 危険物施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、市は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

##### (1) 危険物

- ① 事業者のとりべき措置  
事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「第1章第18節第1 危険物施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 市のとりべき措置  
市は、消防関係機関の協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図るものとする。  
また、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

##### (2) 高圧ガス

- ① 事業者のとりべき措置  
事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

##### (3) 毒物・劇物

① 事業者のとりべき措置

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るとものとする。

(4) 火薬類

① 事業者のとりべき措置

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るとものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

① 市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

① 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

② 市、県及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「第1章第1節第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

③ 市、県及び防災関係機関及び事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

① 市、県及び防災関係機関は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、「第1章第5節第1 消防力の強化」及び「同章第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

② 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

③ 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

(4) 消防力の強化

① 事業者のとりべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

② 市のとりべき措置

市は、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。また、伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 危険物等の大量流出時における防除活動

- ① 市は、関係機関による防除資機材の整備状況の把握に努め、災害発生時に応援を求められることができる体制の整備について支援するものとする。
- ② 伊達地方消防組合、関係事業者等は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備するものとする。

#### (6) 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第1章第9節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

#### (7) 防災訓練の実施

市、防災関係機関は、「第1章第14節 防災訓練」の定めにより、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

### 4 防災知識の普及・啓発

市及び県、防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

### 5 要配慮者予防対策

市は、「第1章第9節 避難対策」及び「同章第16節 要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

## 第2 危険物等災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

#### (1) 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物災害が発生した場合、速やかに「危険物等災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### (2) 市及び防災関係機関のとるべき措置

- ① 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- ② 市及び伊達地方消防組合から県への危険物災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」及び「同集 火薬類・高圧ガス事故通報」により連絡するものとする。

### 2 活動体制の確立

#### (1) 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、災害対策本部設置等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## (2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

## (3) 相互応援協力

- ① 市は、危険物等災害の規模が本市の防災体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2章第5節 相互応援協定」の定めにより県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。
- ② 伊達地方消防組合は、危険物等災害の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請するものとする。
- ③ 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

## (4) 自衛隊の災害派遣

市は、大規模な危険物等災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認められる場合には、「第2章第9節 自衛隊の災害派遣要請」の定めにより県知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

## 3 災害の拡大防止

### (1) 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法及び「第2章第23節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

### (2) 市、消防機関等のとるべき措置

市、伊達地方消防組合等は、関係法及び「第2章第23節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

## 4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

### (1) 救助・救急及び医療（助産）救護活動

- ① 市は、「第2章第8節 救急・救助」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、伊達地方消防組合、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。
- ② 消防機関は、保有する資機材を活用し、市、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- ③ 伊達警察署は、「第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

### (2) 消火活動

- ① 伊達地方消防組合等の消防機関、自主防災組織等は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ② 市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請することができる。

- ③ 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 5 交通規制措置

伊達警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

## 6 危険物等の流出に対する応急対策

### (1) 事業者、消防機関、警察機関等のとるべき措置

事業者、消防機関及び伊達警察署等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

### (2) 市のとるべき措置

市は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

## 7 避難誘導

### (1) 市のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第2章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 要配慮者対策

市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第2章第10節 避難」「同章第21節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

## 8 災害広報

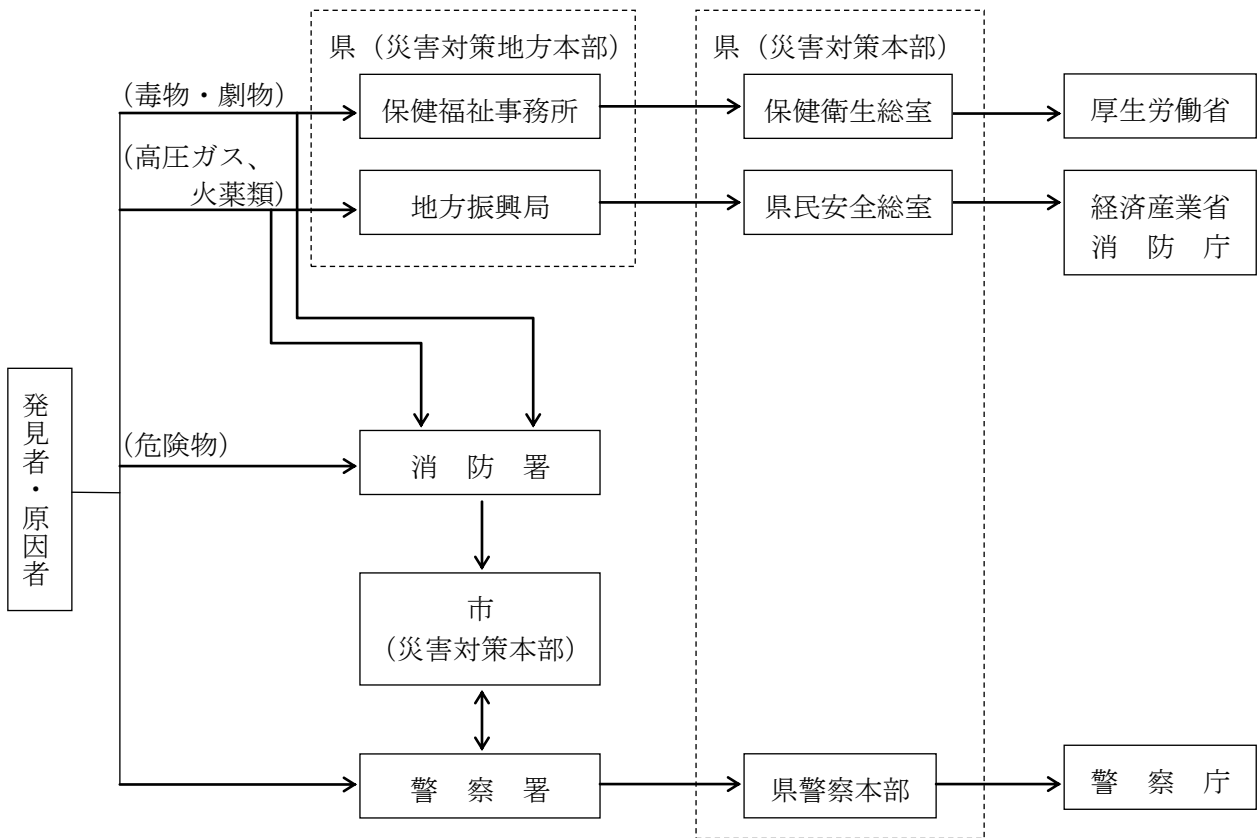
市、防災関係機関及び危険物取扱事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

## 第3 危険物等災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

■危険物等災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。



## 第7節 大規模な火事災害予防対策計画

(市民生活部、伊達地方消防組合、消防団)

この計画は、住宅の密集化、建築物の高層化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1章 災害予防計画、第2章 災害応急対策計画、第3章 災害復旧計画の定めによるものとする。

### 第1 大規模な火事災害予防対策

#### 1 災害に強いまちづくりの形成

##### (1) 災害に強いまちの形成

市は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

###### ① 市街地の整備

市は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進するものとする。

###### ② 防災空間の整備

市は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

###### ③ 建築物の不燃化の推進

市は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

##### (2) 火災に対する建築物の安全化

###### ① 消防用設備等の整備、維持管理

市、伊達地方消防組合、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

###### ② 建築物の防火管理体制

市、伊達地方消防組合、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限に止めるため、学校、病院、工場等の防火対象物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制に努めるものとする。

伊達地方消防組合は、「第1章第5節第4 防火管理者制度の効果的運用」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

###### ③ 建築物の安全対策の推進

ア 市は、「第1章第6節第2 特殊建築物、建築設備の防災対策」に基づき、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

イ 伊達地方消防組合は、旅館、百貨店等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切

な指導を行うものとする。

## 2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

市は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市町村防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

## 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### (1) 災害情報通信網等の整備

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

### (2) 応援協力体制の整備

- ① 市及び防災関係機関は、大規模な火事災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「第1章第1節第5 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ② 市及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

### (3) 救助・救急及び医療（助産）救護

- ① 市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第1章第5節第1 消防力の強化」及び「同章第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ② 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

### (4) 消防力の強化

- ① 市のとるべき措置
  - ア 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
  - イ 「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するように整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
  - ウ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

### (5) 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第1章第9節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

### (6) 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、「第1章第14節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火・救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

#### 4 防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

#### 5 要配慮者予防対策

市は、「第1章第9節 避難対策」及び「同章第16節 要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

## 第2 大規模な火事災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

#### (1) 市及び防災関係機関のとりべき措置

- ① 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- ② 市及び伊達地方消防組合から県への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等速報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

### 2 活動体制の確立

#### (1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

#### (2) 相互応援協力

- ① 市は、火事災害の規模が本市の防災体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2章第5節 相互応援協定」の定めにより県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。
- ② 伊達地方消防組合は、火事災害の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請するものとする。

#### (3) 自衛隊の災害派遣

市は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認められる場合には、「第2章第9節 自衛隊の災害派遣要請」の定めにより県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

### 3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

#### (1) 救助・救急及び医療（助産）救護活動

- ① 市は、「第2章第8節 救急・救助」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、伊達地方消防組合、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。
- ② 伊達地方消防組合は、保有する資機材を活用し、市、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- ③ 伊達警察署は、「第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防

組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

## (2) 消火活動

- ① 伊達地方消防組合等の消防機関、自主防災組織等は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ② 市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請することができる。
- ③ 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 4 交通規制措置

伊達警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

## 5 避難誘導

### (1) 市のとるべき措置

大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第2章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 要配慮者対策

市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第2章第10節 避難」及び「同章第21節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

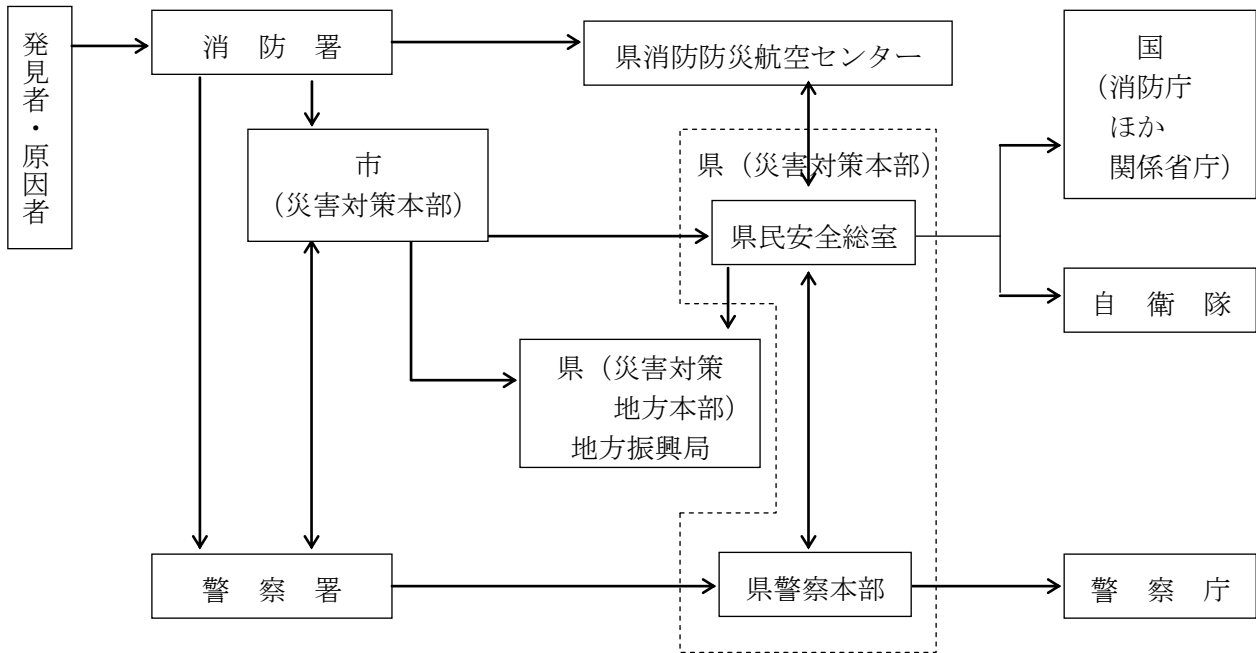
## 6 災害広報

市、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。  
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

## 第3 大規模な火事災害復旧対策計画

- 1 市及び関係機関は、県・国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

■大規模な火事災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。